

令和6年2月

お客さま各位

淡陽信用組合

第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しています。このような情勢を踏まえ、顧客保護の観点から当組合では、お客さまが暗号資産交換業者へお振込をされるにあたり、振込資金を払い戻した預金口座（法人口座を含みます。）の名義と異なる依頼人名義でお振込をされる場合は、お振込みをお断りさせて頂く場合がございますので予めご了承ください。

以 上